



【保護者説明会】 さいたま市立土合中学校

令和7年度令和7年度さいたま市
地域スポーツ・文化クラブ活動
体制整備事業

01 弊社紹介 **P03**

02 さいたま市部活動管理運営等業務について **P04~P05**

03 保険関係 **P06~P07**

AcialDesign | 会社概要

社名：株式会社アーシャルデザイン

設立：2014年10月

本社：東京都渋谷区神宮前2-4-11 Daiwa神宮前ビル3階

資本金：1億円

従業員数：300名（正社員数）※2024年10月

経営陣：代表取締役CEO 小園 翔太

取締役CFO 安達 悠

取締役CAO 小野寺 洋樹（公認会計士）

取締役 松岡 飛鳥

取締役 久野 晋一郎

社外取締役 福留 大士 | チェンジホールディングス 代表取締役（東証PRM3962）

社外取締役 小林 一光 | アイ・タッグ 代表取締役 / ベイカレント・コンサルティング 顧問

監査役|常勤 加藤 秀俊（弁護士）

監査役|非常勤 東 陽亮（公認会計士）

監査役|非常勤 三嶋 麻佑子（公認会計士）

顧問 桑田 真澄 | 読売ジャイアンツ 二軍監督 / 東京大学 特別客員教授

顧問 日坂 良 | グロースリンク 代表取締役 / 生成AI活用普及協会 協議員

事業内容：スポーツ×プラットフォーム事業

アスリート/トレーナー×教育・部活動支援プラットフォーム 「Athlete Box」

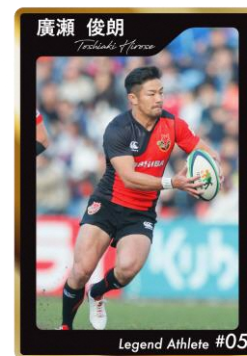
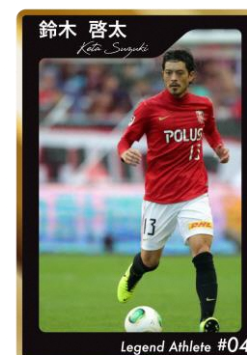
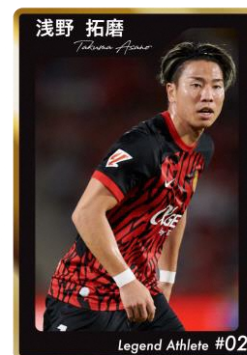
体育会学生/アスリート×HRサービス 「Athlete Agent」

アスリート人材×IT/DX支援プラットフォーム 「Athlete Agent-TECH」



※アーシャルデザインは「B.LEAGUE SUPPORTING COMPANY」です。

弊社に出資参加しているアスリート達



2024年12月 国内初「レジェンドアスリートラウンド」を実施

- スポーツの価値が競技場だけだって誰が決めた？ スポーツはもっと自由だ -

スポーツは、人を魅了し、熱狂させ、心に感動と夢を刻む。そんな特別な力がある。そしてもう一つ、「人を育てる力」という、かけがえない価値がある。その力は、「競技」や「現役生活」という枠を超え、社会という広大な舞台で活かせる事ができ、人生を豊かにする財産。スポーツの「教育コンテンツ」としての新たな可能性を開き、創造的で知的な価値を社会実装していく。この決意をともに実現する仲間として、日本を代表するアスリート7名の方が新たに仲間として加わってくれました。

スポーツ庁・文化庁の「**休日の部活動の段階的な地域移行**」を受け、本市は教員の負担軽減と、中学生がスポーツ・文化に継続して親しめる機会を確保するため、**休日の部活動指導業務**を教員から地域事業者に移行する取り組みを実施します。これは、国のガイドラインに基づき、**学校部活動から地域クラブ活動への段階的な移行を支援するもの**です。

対象校・部活動	3校・50部活程度
指導回数	週1回程度（1部活あたり） ※各部の活動に準じて活動いたします。
活動時間	休日：3時間程度
指導者研修	弊社による事前研修の実施 部活動指導員検定の受講、ハラスメント防止講習の受講

「令和7年度さいたま市地域スポーツ・文化クラブ活動体制整備事業」
実施に伴う同意書

事業者名：株式会社アーシャルデザイン

○本事業実施に伴う保険の加入に関して、以下の生徒・保護者の個人情報をご提供頂く事に同意します。

本同意書に基づく個人情報取得項目は、生徒の保険加入、事業実施に伴う諸連絡、緊急の連絡時の管理運営者からの連絡のみ使用いたします。

- ・生徒：氏名、性別、生年月日、学校名、所属部活
- ・保護者：氏名、連絡先

詳細のご記入は、下記QRコードを読み取っていただき、ご記入をお願いします。

ご回答期日：7月3日(木)～7月10日(木)17:00までにお願い致します。

※回答期日以降も受付可能です。



令和7年度 (2025年度) スポーツ安全保険のしおり

4名以上の団体・グループでご加入ください

1 スポーツ安全保険とは

加入対象 → スポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、地域活動などを行う団体・グループがご加入になります。

スポーツ安全保険は、団体・グループ活動（社会教育活動）に安心をお届けする補償制度です。公益目的事業としてスポーツ安全協会が加入の取りまとめ機関・契約者となり、東京海上日動を幹事会社とする損害保険会社8社（裏面参照）の間で保険契約を締結しています。

- 傷害保険** 急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償
- 賠償責任保険** 他人にケガをさせたり、他人の物を壊したることにより、法律上の損害賠償責任を負うことになって被った損害を補償
- 突然死葬費用保険** 突然死（急性心不全、脳内出血などによる死亡）に際し、親族が負担した葬費用を補償

対象となる事故の範囲 日本国内での次の事故が対象（学校および保育所の管理下を除く。）

加入手続きを行った「団体の管理下」における「団体活動中」の事故 ※個人活動中の事故も補償するワイドコースの加入区分もあります。

加入手続きを行った団体が指定する集合・分散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中の事故 ※自動車運転中の事故は、賠償責任保険の対象とはなりません。ただし、被保険者自身のケガは傷害保険の対象となります。

△学校および保育所の管理下の児童、生徒等の活動は対象外
 △学校教育法に基づく幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校および児童福祉法に基づく保育所（以下「学校」が指する団体（学校活動等）における児童、生徒、学生または幼児の事故の場合、保険金請求時に学校管理下でないことと学校の証明書が必要となります。学校管理下が否かは、学校長の判断によります。

2 補償期間

掛金の支払日が令和7年3月31日以前の場合
令和7年4月1日午前0時から

掛金の支払日が令和7年4月1日以降の場合
令和8年3月31日午後12時まで

※大規模団体加入方式または翌月一括追加方式の要件を満たす団体の追加加入手続きの場合、団体への入会手続き完了時から有効です。

3 加入区分・掛金・補償額

加入区分・掛金・補償額 入院・通院について治療日数1日目から補償されます。
 ※傷害保険の入院・通院保険金は医療費の実費ではなく、下表のとおり1日当たりの定額保険金が支払われます。

加入対象者	加入区分	補償対象となる団体活動 ※加入手続きをした日以後の団体の活動に限り、 ※A2区分では65歳以上の方も加入できます。	年間掛金 (1人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬費用 費用保険
				死亡	後遺障害 (障害)	入院日数 (180日限度)	通院日数 (30日限度)		
子ども (中学生以下 ※特別支援学校 ※特別養護学校)	A1	▶スポーツ活動 ▶文化・ボランティア・地域活動	800円	3,000万円	4,500万円	4,000円	1,500円	180万円	
	C	▶64歳以下 ▶スポーツ活動 (指導・審判を含む) ※A2区分で対象となる活動も補償	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
大人 (高校生以上)	B	▶65歳以上 ▶文化・ボランティア・地域活動 ▶準備・片付け・応援・団体の送迎 ※スポーツ活動中の事故は対象となります。 ※A2区分には65歳以上の方も加入できます。	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	180万円	
	D	▶危険度の高いスポーツ活動(指導・審判を含む) ▶アメリカンフットボール、山岳登山など	11,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円		
子ども (中学生以下 ※特別支援学校 ※特別養護学校)	AW	▶A1区分の補償となる団体活動に加え、個人活動(学校管理下を除く)も対象 上段：団体活動中およびその往復中の補償額 下段：上記以外(個人活動等)の補償額	1,450円	100万円	150万円	1,000円	500円	180万円	
	CW	▶C区分の補償となる団体活動に加え、個人活動(就業中および学校管理下を除く)も対象 上段：団体活動中およびその往復中の補償額 下段：上記以外(個人活動等)の補償額	4,850円	100万円	150万円	1,000円	500円		
大人 (高校生以上)	BW	▶B区分の補償となる団体活動に加え、個人活動(就業中および学校管理下を除く)も対象 上段：団体活動中およびその往復中の補償額 下段：上記以外(個人活動等)の補償額	5,000円	100万円	150万円	1,000円	500円	180万円	
	DW	▶D区分の補償となる団体活動に加え、個人活動(就業中および学校管理下を除く)も対象 上段：団体活動中およびその往復中の補償額 下段：上記以外(個人活動等)の補償額	11,000円	100万円	150万円	1,000円	500円		

注1 年齢の判断は、「令和7年4月1日」を基準とします。年間掛金には、制度運営費(10円)が含まれます。

当しおりは、スポーツ安全保険の概要を記したものです。ご加入の際には必ず「スポーツ安全保険のあらまし」および「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳細は保険約款および特約書によりますが、ご不明な点につきましてはスポーツ安全協会または東京海上日動までお問い合わせください。

4 保険金が支払われない主な場合

傷害保険	賠償責任保険
(1) 次のような事由により生じた傷害 ① 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒気帯び運転 ③ 被保険者の脳疾患、疾病(心臓疾患を含む)、心神喪失 ④ 被保険者の墜落、出産、早産または流産、外科的手術その他の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます) ⑤ 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱、放射能汚染など ※この行為によるケガは対象となります。 (2) 打ちうち、腰痛などで、医学的検査の無いもの (3) 学校、保育所の管理下の活動中に生じた児童、生徒、学生または幼児の傷害(ただし、大学、短大、専修学校、各種学校、生徒が行うクラブ活動中に生じた傷害に対しては支払われます) (4) ご加入の加入区分で補償できない活動を実施している間に生じた傷害 (5) AW・BW・CW区分の「団体での活動中および往復中」以外における熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒およびBW・CW区分における就業中に生じた傷害 (6) 責任の所在が不明な場合、保険金が支払われません。 ① 急性心不全、脳内出血などの突然死(突然死葬費用保険の対象となります) ② 野球拳、野球肘、テニス肘、労務骨折、関節ねずみ、タテ腰痛、オーストラリア、椎間板ヘルニア、頸ずれ、その他急激・過激な、外来の要件を満たさないスポーツ特有の傷害 ③ 成長痛、加齢に伴うもの(変形性膝関節症、変形性股関節症、腰痛分離など)など (7) 日本国外での事故および補償期間外に発生した事故 など	(1) 法律上の賠償責任が発生しない損害 ※スポーツそのものが多少の危険を伴っているだけに、たとえルールを守ってプレーをしても、不可避的に起こってしまう事故もあります。このような事故については、多くの場合、法律上の賠償責任は発生しないと考えられます。なお、スポーツ以外の活動についても同様です。 (2) 次のような事由に起因する損害 ① 被保険者の故意 ② 自らの行為 ③ 被保険者は被保険者の指図による飛行機、ドローン、航空機(グライダー、飛行船およびモーター化の飛行機、無人機、飛行機を含む)、航空機(グライダー、飛行船およびモーター化の飛行機、無人機、飛行機を含む)、マイクロロボット、ドローン、ドローン、ドローン等の遠隔操作機を含む。 ④ 船舶(人または馬力を原動力とするものを除く。)の所有、使用または管理 ⑤ 好別 ⑥ 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱、放射能汚染、そらじょう、労働争議など ⑦ 自らの行為 (3) 被保険者と向向する親族に対する賠償責任 (4) 被保険者の所有、使用もしくは管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任(ただし、団体活動中に練習・合宿などで一時的に使用または管理する物品は除く) (5) 被保険者の占有を離れた飲食物または被保険者の占有を離れた施設内にあるその他の財物に起因する損害 (6) 学校、保育所の管理下における児童、生徒、学生または幼児の活動中に起因する損害(ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動に起因する損害には支払われます) (7) ご加入の加入区分で補償できない活動に起因する損害 (8) 被保険者が、団体活動を行い、または指導することを職務とする場合、その職務遂行に起因する損害(ただし、被保険者が、団体活動を行い、または指導することを職務とする場合を除く) (9) 被保険者が公務員(ただし、スポーツ推進委員、部活動指導員など、非営利で団体活動を指導する者を除く。)として職務上遂行した業務に起因する損害 (10) 日本国外での事故および補償期間外に発生した事故(一部対象となります) (11) BW・CW区分の「団体での活動中および往復中」以外における就業中に起因する事故 (12) 補償期間外に発生した事故 など
突然死葬費用保険 (1) 次のような事由により生じた突然死 ① 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒気帯び運転 ③ 被保険者の心神喪失 ④ 被保険者の墜落、出産、早産または流産、外科的手術その他の医療処置 ⑤ 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱、放射能汚染など (2) 学校、保育所の管理下の活動中に生じた児童、生徒、学生または幼児の突然死(ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた突然死に対しては支払われます) (3) AW・BW・CW区分の「団体での活動中および往復中」以外における突然死 (4) 日本国外での事故および補償期間外に発生した事故 (5) 傷害保険の死亡保険金として支払い対象となる死亡 (6) 生前購入された墓地、墓石、仏壇等、被保険者が死亡する前に負担された費用 など	

5 事故のときは

事故発生のご連絡が遅れたり、保険金請求書その他の必要書類のご提出が遅い場合には、保険金が支払われないことや、減額して支払われることがあります。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

傷害保険

スポーツネットの事故通知機能または事故通知/しがきを利用して、速やかに東京海上日動へ次の事項をご連絡ください。
 ①団体名 ②団体代表者の氏名(フリガナ)、電話番号 ③被害者の住所、氏名(フリガナ)、年齢、電話番号 ④加入依頼番号
 ⑤加入手続日 ⑥加入区分 ⑦事故の日時、場所、詳細状況 ⑧被害の内容 ⑨入院の有無
 ※事故通知後、被保険者(負傷者)へ保険金請求に必要な書類一式を直接お送りします。
 ※入院保険金請求額が30万円以下の場合には東京海上日動からの求めがなしで原則医師の診断書のご提出は不要です。

賠償責任保険

速やかに電話で下記東京海上日動スポーツ安全保険コールへ次の事項をご連絡ください。
 ①団体名 ②団体代表者の氏名、電話番号 ③加害者および負傷者(物の場合は所有者など)の住所、氏名、年齢、電話番号
 ④加入依頼番号 ⑤加入手続日 ⑥事故の日時、場所、原因、詳細状況 ⑦被害の被害または物の損壊の程度など
 (注1) 物の損壊については、事故の状況が把握できるような現場写真や修理見積書をとっておく必要があります。
 ※訴訟交渉は被保険者(加害者)に行ってください。また、訴訟費用等は、事前に東京海上日動と十分ご相談ください。東京海上日動の承認を得ずして示談をされた場合には、示談金額の全部または一部について保険金として支払われない場合があります。

突然死葬費用保険

スポーツネットの事故通知機能または事故通知/しがきを利用して、速やかに東京海上日動へ次の事項をご連絡ください。
 ①団体名 ②団体代表者の氏名(フリガナ)、電話番号 ③被災者の住所、氏名(フリガナ)、年齢、電話番号 ④加入依頼番号
 ⑤加入手続日 ⑥加入区分 ⑦事故の日時、場所、詳細状況 ⑧死亡日時、原因(病名)
 ※保険金請求の際には、保険金請求書に事故現場での団体代表者の記名・捺印が必要となります。未成年者が被保険者の場合、保険金請求書および示談書に親権者の署名・捺印が必要です。

●事故時のご連絡先(東京海上日動)

※加入手続きのお問い合わせはスポーツ安全協会までお願いします。

都道府県	事故時の連絡先(平日9:00~17:00)	都道府県	事故時の連絡先(平日9:00~17:00)
北海道	東京海上日動 北海道スポーツ安全保険コール ☎0120-789-027/011-271-7432 〒060-8531 札幌市中央区大通西3-7	岐阜 愛知 三重	東京海上日動 東海スポーツ安全保険コール ☎0120-789-057/052-201-8654 〒460-8541 名古屋市中区丸の内2-20-19
青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島	東京海上日動 東北スポーツ安全保険コール ☎0120-789-037/022-225-8326 〒980-8460 仙台市青葉区中央2-8-16	富山 石川 福井 長野 新潟 山梨 長野 新潟 山梨 長野 新潟 山梨	東京海上日動 近畿スポーツ安全保険コール ☎0120-789-067/066-6203-0677 〒541-8555 大阪市中央区高島町3-5-12
茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京都 神奈川県 山梨 長野	東京海上日動 関東スポーツ安全保険コール ☎0120-789-047/03-6632-0479 〒105-8551 東京都港区新橋3-9-4	徳島 香川 高松 愛媛 高松 愛媛 高松 愛媛	東京海上日動 中国四国スポーツ安全保険コール ☎0120-789-085/082-511-9483 〒730-8730 広島市中区八丁3-3-3
静岡県	東京海上日動 静岡スポーツ安全保険コール ☎0120-789-059/054-254-4235 〒420-8585 静岡市葵区紺屋町17-1	福岡 佐賀 熊本 大分 鹿児島 沖縄	東京海上日動 九州スポーツ安全保険コール ☎0120-789-095/092-281-8375 〒812-8705 福岡市博多区綱島町3-3

公益財団法人 **スポーツ安全協会**
 〒105-0003 東京都港区西新橋1-6-11
 https://www.sportsanzen.org
03-5510-0033

<引率幹事保険会社>
東京海上日動火災保険(株) 担当課:公費課二部文書課 共同引受保険会社(令和7年4月予定)
 〒102-8014
 東京都千代田区三番町6-4 ラ・メル三番町10階
 ☎0120-233-801(平日9:00~17:00)

共同引受保険会社(令和7年4月予定)
 火災共済 共栄火災 損保ジャパン AIG 火災
 東京海上日動 日新火災 三井住友海上 大同火災
 ☎0120-233-801(平日9:00~17:00)

当補償制度は、スポーツ安全保険約款に基づき傷害保険(スポーツ安全協会傷害保険特約、スポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外担保)、スポーツ安全協会賠償責任保険特約(学校管理下外)、就業中担保)、突然死葬費用保険特約(傷害賠償責任特約)、賠償責任保険(スポーツ安全協会賠償責任保険特約(学校管理下外)、就業中担保)、賠償責任保険(スポーツ安全協会賠償責任保険特約(学校管理下外)、就業中担保)によって構成されています。

